

戸籍に関する証明書の郵送請求書

1.申請者について記入してください

申請日:令和 年 月 日

住所	〒		
フリガナ		電話番号(昼間連絡がとれる番号)	
氏名			
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	戸籍に記載されている人との関係	
		本人・夫・妻・子・孫・祖父母・代理人・その他()	

※この請求書のほか、添付書類がございます。裏面または別紙を必ずご確認ください。

2.欲しい証明書について記入してください

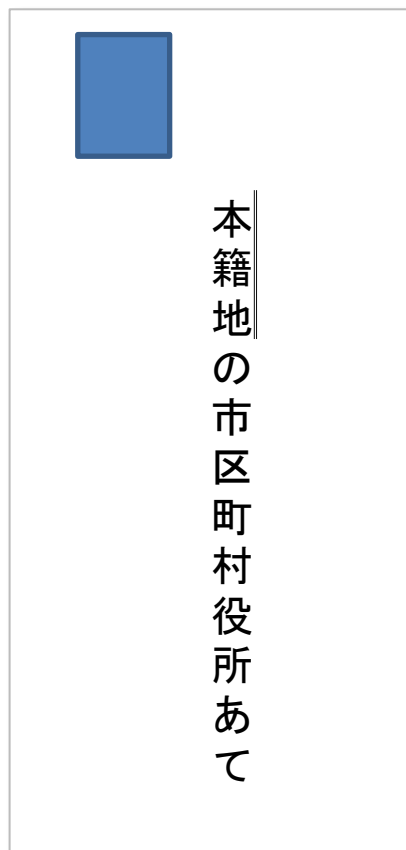
本籍地				
筆頭者 (戸籍の最初に名前がある人)		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
※最近、戸籍の届出をされた方は記入してください				
平成・令和 年 月 日に、()届を()役所に提出				
証明書の種類	謄本	抄本	必要な方の名前(抄本の場合は記入)	手数料
戸籍	通	通		1通 450円
除籍	通	通		1通 750円
改製原戸籍	通			1通 750円
附票	通	通		1通 300円
身分証明書		通		1通 300円
独身証明書		通		1通 300円
()届の 受理証明書	通	届出日:昭和・平成・令和 年 月 日		1通 350円
		該当者氏名:		
その他 ()	通	どんな証明書が必要か、具体的に記入してください ()		

3.請求理由、使用目的について記入してください。(口にチェックし、内容をご記入ください)

☐ 戸籍届出	☐ パスポート申請			
☐ 年金請求 ⇒ ○をつけてください (老齢・遺族等)の(裁定・死亡・未支給等)				
☐ 相続				
亡くなった方の氏名		請求者からみた続柄		
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	死亡年月日:		
必要な内容	☐ 死亡の記載があるもの		《 セット》	
	<input 2"="" type="checkbox/>()と()の関係がわかる戸籍</td><td>《 セット》</td></tr><tr><td colspan="/> <input 2"="" type="checkbox/>()の出生から死亡までの戸籍</td><td>《 セット》</td></tr><tr><td colspan="/> <input 3"="" type="checkbox/>()の()～()までの期間の戸籍</td><td>《 セット》</td></tr><tr><td>使いみち提出先</td><td colspan="/>			
	☐ その他 ()			

★下記の1～4のものをに入れてご請求ください。

往信用封筒



ポストへ投函

1 戸籍に関する証明書の郵送請求書

必要な内容を記入してください。

※ご自身の記載のない戸籍や、請求者と請求戸籍に記載されている方との関係が富士河口湖町で確認できない場合は、関係が確認できる戸籍謄本等が必要です。(コピー可)
※代理人の場合は委任状が必要です。(町のホームページでダウンロードできます。)

郵送
請求書

2 本人確認書類

送付先の住所や、請求者本人であることの確認が必要です。

例: 運転免許証、マイナンバーカード、住基カード、パスポートなど (コピーを添付)

※写真付きの公的機関が発行した証明書を
お持ちでない場合は、健康保険証、年金手帳など2点コピー添付

免許証等コピー

3 手数料分の定額小為替

郵便局でお買い求めください。たくさん請求する場合は事前にお電話をいただくか、多めに入れてください。余ればお返しします。

¥小為替

4 返信用封筒と返信切手

送付先は請求者の住所(住民登録地)になります。
(代理人が請求する場合は代理人の住所になります)
たくさん請求する場合は、封筒は大きめのものをご用意ください。

また、返信用の切手も多めに入れてください。
(貼らずに入れていただければ余った分はお返しします。
※切手の両替はいたしかねます。細かい金額の切手をお入れいただきますようお願いいたします。)

あて先
(請求者住所)

※戸籍が手元に届くまでは、郵便事情にもよりますが、1週間～10日程かかりますのでご了承ください。
お急ぎの場合は速達等の取り扱いとしていただき、返信用の切手も速達分の料金を加えてお送りください。

★送付先(本籍地が富士河口湖町の場合)

〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地
富士河口湖町役場 住民課 窓口担当 TEL 0555-72-1114